

徳島県教育委員会規則第八号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、学校」を「、徳島県立学校（分校を含む。以下「学校」という。）」に、「徳島県立学校（以下「学校」という。）（分校を含む。）」を「学校」に改める。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第六条第三項中「又は」を「、又は」に、「その職務」を「、その職務」に改める。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第七条に次の一項を加える。

5 前項の規定により議事に参加することができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

第十一条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。